

C ☆ 教科等の指導における配慮の充実のための
個別の指導計画



小学校の学習指導要領の各教科の解説を読んだら、「障がいのある児童の指導に当たっては、個々の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫すること、さらに、その各教科の配慮について、個別の指導計画に記載し、引き継ぐことが必要です。」と書いてありましたが、どういうことですか？

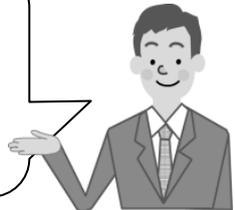
障がいのある児童等の各教科等の指導に当たって

平成29年7月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。(高等学校にも同様の趣旨の記載があります。)

今回の改訂では、総則のほか、各教科等においても、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童（生徒）などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されたことに留意する必要がある。

* (生徒) は中学校学習指導要領の際の表記

小学校、中学校、高等学校の「学習指導要領解説」の各教科等に、個々の児童生徒の困難さに応じた各教科等における配慮を示しています。また、**学校において、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐ必要性も指摘しています。**



各教科等の配慮については、第Ⅲ章1 ☆『障がいのある児童生徒などへの配慮』として、各教科等ごとにまとめているので、ご活用ください。

困難さをチェック!そして、教科等別に配慮を記入できる☆④『Cパターン』に(例)を示しています。